

2022年4月1日

東邦チタニウム株式会社

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく  
一般事業主行動計画について

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」）に基づき、下記の通り一般事業主行動計画を改定する。

記

1. 計画期間

2022年4月1日から2025年3月31日までの3年間

2. 目標と取り組み内容・実施時期

(1) 目標

①計画期間中の大学(院)卒採用者に占める女性比率を20%以上とする。

②男女の平均継続勤続年数の差異を3割以下とする。

（「女性労働者の平均継続勤続年数÷男性労働者の平均継続勤続年数」が7割以上）

(2) 取組内容と実施時期

2022年4月1日～

- ・女性社員の定着率向上のため、ダイバーシティに関する教育の実施
- ・育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施
- ・短時間勤務制度・フレックスタイム制・テレワーク等による柔軟な働き方の実現

以上